

部 活 動 規 定

前橋市立南橋中学校

第1章 目的

第1条 部活動は本校の教育活動のひとつとして、生徒が互いに協力しながら自主的・自発的に活動し、自己の持っている能力・特性を十分に伸ばすことを目的とする。

第2章 入部・退部

第2条 入部は、生徒が自らの趣味や興味・関心などをもとに、希望する部の活動内容・必要経費などを十分に調べてから入部する。

第3条 退部は、活動が困難な生徒が保護者、担任、顧問と十分相談の上、退部する。

第4条 部の入部・退部に当たっては、所定の用紙に必要事項を記入し、担任を通し、顧問に届け出る。なお2・3年生についても年度初めに入部届を提出する。

第5条 1年生には、4月当初、部活動見学・仮入部期間を設ける。各部は、期間中、1年生を拘束してはならない。なお、部活動見学は17:15完全下校、仮入部は17:30完全下校とし、原則、休みの日の練習には参加できない。
1年生の市春季大会の参加は、認めない。ただし、2、3年生の部員数が足りない場合や1年生種目がある大会は職員了解を経て参加を認める。

第3章 部活動の種類

第6条 部には運動部と文化部をおく。

【運動部】軟式野球（男女） バスケットボール（男女） バレーボール（男女）
新体操（女） ソフトテニス（男女） サッカー（男女）
卓球（男女） 陸上競技（男女） 水泳（男女） 柔道（男女）
剣道（男女）
スキー、スケート、駅伝（活動期間が限定される）

【文化部】吹奏楽 美術

水泳部はクラブでの活動で大会エントリーのみおこなう。

第4章 部の結成

第7条 部を結成するときは、その目的を達成するために個人種目の競技は8名以上、団体競技はエントリー数以上の同行者が集まり、部活動主任と生徒会本部に申し入れ、職員会議・生徒総会で承認を得られた後、同好会として活動する。その後1～2年の活動状況により部に昇格できる。

第5章 休部

第8条 部が活動困難な場合や活動していない状況が続いたときは、職員会議・部長会議・生徒総会の決定を経て休部とする。

2 休部となっている部は、次の手続きをとった上で復帰できる。

- ①個人種目の競技は8名以上、団体競技はエントリー数以上の同好者が集まることを原則とする。
- ②同好者が部活動主任に復帰の希望を伝える。
- ③部活動主任は、職員会議で復帰の希望を伝え、顧問を決定する。
- ④条件が整った時点で、協議会にかける。
（協議会メンバーは、本部役員、各専門委員会委員長、部活動部長、各学年代表、学級委員長）
- ⑤生徒総会にかける。
- ⑥生徒総会で承認された後、職員会議で最終的に承認を得る。

第6章 廃部

第9条 廃部は、休部期間が3年間を経過した場合に職員会議を経て廃部とする。

第7章 部の構成

第10条 部の構成は次の通りとする（同好会を含む）。
顧問・部長・副部长・部員

第8章 部役員の任務

第11条 部長は部の活動（研究・練習）・部会予定を顧問に承認を得て計画し、部会の議長となる。また、部長会議にも出席する。

2 副部長は部長を補佐し、部長不在の場合はその代理を務める

第9章 部長会議

第12条 部長は、生徒会本部・部活動主任が招集する部長会議には必ず出席しなければならない。

第10章 活動日・活動内容

第13条 活動日は火曜日から金曜日までとし、月曜日は休養日とする。土曜日、日曜日については、顧問が指導するときに限り活動することができる。なお、どちらか一日を休養日に当てることとする。大会等でやむを得なく活動する場合は必ず平日に代休日を設けることとする。

第14条 定期テスト前の活動中止

ア、中間テストは3日前からとする。

イ、期末テストは7日前からとする

(1学期の期末テストのみ3日前からとする)

ただし、ア、イとも大会などの出場により考慮することもある。

第15条 活動時間

活動時期	下校時間
5月～9月	18:40
3・4・10月	18:10
11月～1月	17:40
2月	17:55

* 朝練習を行った場合は、下校時間を30分早める。

- ・平日の部活動は、活動時間が2時間程度になるようにする。
- ・土曜日、日曜日、祝祭日の活動時間は1日3時間程度とする。
 - ア、日没時間が早くなる冬季については、活動時間を短縮することがある。
 - イ、夏季、冬季、春季休業日の活動については、原則平日のみの活動とし、休日大会等で活動日だった場合には平日に代休日を設ける。また活動時間は3時間程度とする。
- ・朝練習は原則として実施しないこととする。ただし、日没の関係で放課後の練習が十分に確保できない場合、体育館部活で放課後に体育館が使用できない練習日において、保護者の理解が得られた場合には、顧問の指導のもと希望者のみの参加で、30分程度の朝練習を実施できるものとする。その時間は1日の活動時間に含めるものとする。
- ・駅伝部の活動については、朝練習を実施できるものとする。授業日は30分程度、休業日は1時間程度とする。

第11章 部室の使用

第16条 部室は決められた時間内に使用でき、使用した後は整理整頓に心がけ、戸締まりを必ずする。

第17条 部室には必要な用具のみを置き、貴重品は一切置かない。また、他の部室に入らないようにする。

第18条 部室での飲食は絶対にしない。

第12章 部活停止

第19条 部活動の目的に著しく反した場合、部活を停止する。停止期間は顧問・部活動主任・職員会議で決定し、その期間は活動を停止する。
(例 学校に必要なのない物を持ってきた場合など)

第13章 その他

第20条 朝及び放課後の練習着は部活動内で指定されたものとし、Tシャツは学校・部活指定のものか中体連関係のもの。また靴下は学校指定と同色及びワンポイントのものとする。

附則

この規定は、平成16年4月19日から施行する。

令和2年4月1日一部改訂。(第15条活動時間)

令和5年4月1日一部改訂。(第6条部活動の種類 第15条活動時間)